

議案第 7 1 号

美作市長の給料の減額に関する条例の一部を改正する条例について

美作市長の給料の減額に関する条例（平成 29 年美作市条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 月 日 提 出

美 作 市 長 萩 原 誠 司

令和 6 年 月 日 決

美作市議会議長 山 本 雅 彦

美作市長の給料の減額に関する条例の一部を改正する条例

美作市長の給料の減額に関する条例（平成29年美作市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>平成29年5月に支給される美作市長の給料の月額</u>は、美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年美作市条例第41号。<u>以下「給与条例」という。</u>）第2条の規定にかかわらず、<u>給与条例第2条に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。</u>	<u>令和6年11月1日から令和7年4月30日までの間において支給される美作市長の給料の月額</u>は、美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年美作市条例第41号）第2条の規定にかかわらず、<u>同条に定める額からその100分の20に相当する額を減じて得た額とする。</u><u>ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。